

寒川浄水場排水処理施設包括委託事業
入札説明書（案）

（R6年10月時点版）

令和7年5月

神奈川県企業庁

目 次

1. 事業の目的、概要	4
1-1. 本事業の背景・目的.....	4
1-2. 対象業務	4
1-3. 業務委託方式.....	4
1-4. 業務要求水準.....	4
1-5. 事業期間	5
1-6. 本事業の引継ぎ	5
1-7. 業務におけるリスク	5
2. 事業者の選定に関する事項	6
2-1. 参加資格に関する事項.....	6
2-2. 事業者選定スケジュール	9
2-3. 参加手続	9
2-4. 事業計画額の積算	11
2-5. 事業者選定手続き.....	11
3. 別紙 リスク分担表.....	13

1. 事業の目的、概要

1-1. 本事業の背景・目的

【詳細は公告時に示す】

1-2. 対象業務

本事業において事業者が行う業務は次のとおりとする。

- ・ 運転管理・保全管理業務
- ・ 分析業務
- ・ 修繕業務(計画修繕・経常修繕)
- ・ ユーティリティ(ガス・軽油、電気、上下水道等)調達業務
- ・ 浄水発生土再生利用業務
- ・ 清掃業務
- ・ 保安(警備等)業務
- ・ コンクリート構造物詳細健全度診断業務
- ・ 排水処理施設設備更新他設計業務
- ・ 施設整備業務

1-3. 業務委託方式

本事業は、浄水場運営事業者としての事業主体、浄水場事業経営及び施設保有は引続き県企業庁が担い、その他、上記「1-2対象業務」に挙げる排水処理施設の維持管理・運営に係る業務等を一括して受託事業者に委託する「包括委託」とする。

本事業は、事業者によるSPC(特別目的会社)設立は予定していない。

1-4. 業務要求水準

委託する業務内容及び業務実施に必要な要件等及び受託事業者が満たすべき業務の水準は、業務要求水準書に示す。

1-5. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の日から令和13年3月31日までとする。

1-6. 本事業の引継ぎ

引継業務も包括委託範囲に含めるものとし、引継期間は契約締結の日から令和8年3月31日までとする。引継ぎは、現在の寒川浄水場排水処理施設特定事業の受託事業者である寒川ウォーターサービス株式会社からも協力を得る予定である。

なお、受託事業者に生じる引継業務に要する費用は本事業の受託事業者の負担とする。

1-7. 業務におけるリスク

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供をめざすものである。県企業庁と事業者は、本事業の対象業務の範囲において各々が担う業務についてそのリスクを負担するが、不可抗力等いずれの当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りではない。

(2) 本事業で想定されるリスク

本事業で想定されるリスクの分担については本書別紙「リスク分担表」及び「基本契約書(案)【基本契約書(案)は公告時に示す】」によることとし、応募者は、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うものとする。

2. 事業者の選定に関する事項

2-1. 参加資格に関する事項

(1)用語の定義

単独事業者:本事業に単独で応募する事業者をいう。

共同事業者:本事業に応募する複数の事業者で構成される団体をいう。

代表事業者:共同事業者を構成する事業者のうち、当該共同事業者を代表する事業者をいう。

構成事業者:共同事業者を構成する事業者のうち、代表事業者以外の事業者をいう。

落札者:県企業庁と基本契約の締結を予定する者として県企業庁が決定した単独事業者又は共同事業者をいう。

受託事業者:県企業庁と基本契約を締結し、本事業を遂行する事業者をいう。

(2)応募者の構成等

(ア) 応募者の形態は、単独事業者による応募又は共同事業者による応募のいずれも可とする。

(イ) 共同事業者で応募する場合は、代表事業者1者を定めることとする。

(ウ) 共同事業者で応募する場合、代表事業者は、本事業の応募に係る手続の全てを行う。構成事業者が、代表事業者の代わりに手続を行うことはできない。

(エ) 本事業に係る参加資格確認のための申請書類(以下「参加資格確認申請書」という。)提出後から落札者との事業契約締結までの間、代表事業者の変更、構成事業者の変更及び追加は原則として認めない。ただし、提案審査書類の提出期限までの間で県企業庁がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。

(オ) 一つの事業者が重複して本事業に応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該事業者単独の応募及び当該事業者が構成員となっている共同事業者の応募は無効とする。

(3)応募者の参加資格要件

次の項目のうち、アからコまでの要件は、単独事業者、代表事業者及び全ての構成事業者が満たさなければならない。また、サからシまでの要件は、応募者が単独事業者の場合は単

独事業者が、共同事業者の場合は代表事業者又は構成事業者のうち1人以上が満たしていなければならない。

- (ア) 地方自治法施行令第 167 条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。
- (イ) 神奈川県入札参加資格者名簿に登録されている者であること(簡易な申請方法による登録業者を除く)。
- (ウ) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (エ) 最近 1 年間の事業税を滞納している者でないこと。
- (オ) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - ① 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条及び改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立て(ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
 - ② 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立て(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
- (カ) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。資本面において関連のある者とは、会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 309 条による議決権を行使することができる当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次に示すとおりである。
 - ・PwCアドバイザー合同会社
 - ・PwC弁護士法人
- (キ) 本件について落札決定基準の設定に携わる学識経験者と選定に関して接触を行わないこと。
- (ク) 労働保険加入事業所であること。
- (ケ) 神奈川県暴力団排除条例第2条第2号から第5号までに該当する者又はこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (コ) 運転及び維持管理業務(施設整備業務以外の業務)の実施を担う者は以下の要件を満たすこと。
 - ① 神奈川県の令和 7・8 年度入札参加資格者名簿(一般委託)において営業種目として「汚水処理施設等保守管理の委託」で登録を認められている者及びその営業を継承した者として認められるものであること。ただし、維持管理の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

- ② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下、「廃掃法」という。)第 14 条の規定に基づく許可を取得済みであること。ただし、維持管理の実施を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - ③ 平成 26 年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日までの間に完了した、標準処理能力 10,000m³/日以上浄水場における排水処理施設に係る運転管理業務を2年以上実施した実績を有する者を配置できること。
- (サ) 施設整備業務に係る設計業務及び工事監理業務の実施を担う者は以下の要件を満たすこと。
- ① 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。なお、平成 27 年度以降に建築士法により監督処分を受けたことがないこと。
 - ② 神奈川県令和 7・8 年度入札参加資格者名簿(設計・測量等関係)において登録を認められている者及びその営業を継承した者と認められる者であること。
 - ③ 技術士(上下水道部門の資格を有する者で、技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)に定めるものをいう。)が1名以上在籍していること。
- (シ) 施設整備業務に係る工事業務の実施を担う者は以下の要件を満たすこと。
- ① 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第3条第1項の規定に基づく機械器具設置工事及び電気工事につき、各建設工事を実施するための各々の担当する特定建設業の許可を受けていること。ただし、工事業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。
 - ② 神奈川県令和 7・8 年度入札参加資格者名簿(工事関係)において「機械」、「電気」に登録を認められている者及びその営業を継承した者と認められる者であること。ただし、工事業務を担う者が複数である場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

(4) 参加資格確認基準日

- (ア) 参加資格確認基準日は、参加資格確認申請書の提出期間の最終日とする。
- (イ) 参加資格申請書提出後から提案書提出までの間、単独事業者又は、共同事業体を構成する事業者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、当該単独事業者又は共同事業体は参加することができない。
- (ウ) 提案書提出後から落札者決定までの間、単独事業者又は、共同事業体を構成する事業者のいずれかが参加資格要件を満たさなくなった場合、県企業庁は当該単独事業者又は共同事業体を落札者決定のための審査対象から除外する。

2-2. 事業者選定スケジュール

【詳細なスケジュールは公告時に示す】

受託事業者の選定は、次の日程で行う。

入札公告等資料の公表	令和7年5月●日(●)
質問の受付	令和7年5月●日(●)～令和7年6月●日(●)
質問の回答(参加資格関係)	令和7年6月●日(●)
質問の回答(参加資格関係以外)	令和7年7月●日(●)
参加資格確認申請書の受付	令和7年7月●日(●)
現地確認	令和7年●月●日
資格審査結果の通知	令和7年7月●日(●)
提案審査に関する提出書類の受付	令和7年9月●日(●)
書面による審査	令和7年9月●日(●)～令和7年10月●日(●)
提案書のプレゼンテーション	令和7年11月●日(●)
落札者決定通知	令和7年11月●日(●)
事業契約の締結	令和7年12月●日(●)
事業開始	令和8年4月1日(●)

(注)応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

2-3. 参加手続

本事業の受注を希望する単独事業者又は代表事業者は、以下の手続きに従うものとする。

(1)入札公告等

本件事業は、総合評価一般競争入札方式により実施することから、神奈川県公報により入札公告をするとともに、入札説明書(本編及び付属資料(業務要求水準書、落札者決定基準

等)を「かながわ電子入札共同システム」及び県企業庁ホームページで公表する(一部資料は、システムの都合上、県企業庁ホームページでのみ公表する。)

(2) 質問回答

入札説明書等に対する質疑応答を行うものとする。令和7年5月●日(●)午前9時から6月●日(●)午後5時まで県企業庁ホームページ上で受け付ける(その他の方法による質問は受け付けない。)。質問の回答は、令和7年6月●日(●)に県企業庁ホームページ上に掲載する。なお、再質問は受け付けない。

(3) 参加資格確認申請書の受付

本事業の受注を希望する単独事業者又は代表事業者は、参加表明書及び資格審査確認申請書を提出すること。なお、当該様式については別紙に示す。【詳細は公告時に示す】

- (ア) 提出日
- (イ) 提出方法
- (ウ) 連絡先及び提出場所

(4) 資格確認通知の発送

資格審査の結果は、県企業庁から参加資格確認申請を行った者に対して、令和7年7月●日(●)までに電子メールにより通知する。なお、入札参加資格がない場合、参加資格確認申請を行った者のうち、その理由の説明要求があった者に対しては回答書を送付する。

(5) 現地確認

入札公告後、既存施設の状態等の現況を確認する機会を設ける予定である。【詳細は公告時に示す】

(6) 提案審査に関する提出書類の受付

本事業の受注を希望する単独事業者又は代表事業者は、本件事業に関する提案内容を記載した提案書を提出すること。提案書の作成要領については別紙に示す。また、提案書の提出を行った者はプレゼンテーションを実施する。

- (ア) 提出日
- (イ) 提出方法
- (ウ) 連絡先及び提出場所

(7) 落札者の決定

総合評価一般競争入札方式により落札者を決定し、落札者に通知する。

(8) 事業契約締結

落札者と基本契約を締結する。

なお、事業契約及び事業契約に附帯する事業計画の解釈について疑義が生じた場合、県企業庁と落札者は、誠意をもって協議する。

2-4. 事業計画額の積算

【詳細は公告時に示す】

2-5. 事業者選定手続き

事業者選定手続きは次のとおり実施する。詳細は「提案書審査基準令和●年●月」(以下、「提案書審査基準」【詳細は公告時に示す】という。)に示す。

(1) 選定方式

総合評価一般競争入札方式による。

(2) 審査委員会の設置

本事業における事業者選定について、県職員で構成する「審査委員会総合評価審査委員会」(以下、「審査委員会」という。)を設置する。審査委員会審査委員会は、あらかじめ学識経験者の意見聴取を踏まえて決定した落札者決定基準に基づいて審査を行う。

(3) 審査の方法

審査は資格審査と提案審査に分けて実施する。

(4) 提案審査の方法

提案審査は、書面による審査のほか、プレゼンテーションを通じて行う。なお、書面による審査時に必要に応じて応募者に対し文書による確認を行う。文書による確認及びプレゼンテーションの詳細については、基礎審査結果の通知以降に応募者に別途通知する。

(5) 落札者の決定

県企業庁は、審査委員会による審査結果に基づいて落札者を決定する。県企業庁と落札者は入札説明書に基づき契約手続を行う。ただし、契約締結までの間に、落札者が県の指名停止措置を受けた場合は、その限りではない。

(6) 審査結果の公表

落札者決定後、全ての応募者の名称及び落札者を「かながわ電子入札共同システム」及び県企業庁ホームページ上で公表する。

(7) その他留意点

応募に当たっての費用は応募者が負担し、提出された提案書等の著作権は応募者に帰属するが、公表、展示、その他県企業庁が必要と認めるときは、応募者の了解を得た上で、県企業庁はこれを使用できるものとする。

なお、提出された書類は、応募者へ返却しない。【返却有無は変更可能性あり】

3. 別紙 リスク分担表

【別紙として提示】

【本事業に関する問合せ先】

○契約又は事務手続きに関すること

XXXXX

○本募集に関すること

XXXXX

※ただし、提案、本入札説明書に関する質問は、「X-X 質問の受付及び回答」に記載の期間及び方法に限る。